

## 令和3年 夏の交通安全県民運動の実施要綱

### 1 目的

夏本番を迎え、海や山では本格的なレジャーシーズンの到来となる。

この時期は、

- ① 行楽のために自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから注意力が散漫になった運転者による交通事故の発生
- ② 夏休みを迎え屋外で遊ぶ子供たちや、日照時間が長くなり、昼間を避けて夜間に散歩や買い物などで外出する高齢者も増え、子供や高齢者が交通事故に巻き込まれる危険性が高まること
- ③ 行楽などのため家族・友人等複数人が同一車両に乗車する機会が増え、交通事故が発生した場合、一度に多くの方が被害に遭う危険性が高いこと
- ④ 夏特有の解放感や各種行事などで飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生

が予想される。

このような夏特有の情勢を踏まえて、地域ぐるみで運動の重点に取り組み、県民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通事故の防止を図ることを目的とする。

### 2 期間

令和3年7月11日（日）から7月20日（火）までの間

### 3 スローガン

「ゆずりあう心で 夏の交通事故防止」

### 4 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

※別紙実施機関・団体名簿のとおり

### 5 運動の重点

- (1) 子供と高齢者の交通事故防止
- (2) 横断歩道における歩行者最優先の徹底
- (3) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (4) 飲酒運転等の危険運転の防止

## 6 運動の重点に関する推進項目

### (1) 子供と高齢者の交通事故防止

昨年中の子供（中学生以下）の交通事故死者はなかった（前年比1人減）ものの、負傷者数は247人（前年比134人減）であった。

状態別では、歩行中46人（前年比12人減）、自転車乗用中67人（前年比26人減）、自動車同乗中134人（前年比96人減）で、未だ多くの子供が交通事故に巻き込まれている。

一方、高齢者の交通事故は、昨年中の交通事故死者数43人（前年比41人減）のうち、高齢者の死者数が23人（前年比30人減）と減少したが、全死者数の5割強と依然として高率である。特に歩行中の死者数が9人（前年比11人減）で、このうち道路横断中が5人（うち横断歩道横断中1人）と目立った。

更に、交通死亡事故のうち高齢運転者側の過失が大きい事故は11件（前年比19件減）で、全運転者事故の3割強を占め、高齢者の関わる死亡事故は高率で推移している。

こうした点を踏まえ、社会全体で子供と高齢者への『思いやり運転』の醸成と、子供と高齢者には『自分の身は自分で守る』との、交通安全意識の高揚を図るために、次の項目を推進する。

## ア 推進項目

### ① 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

地域の実態を把握して、その地域における危険箇所を周知し、更に、家庭・地域ぐるみで交通ルール・マナーの教育を再度徹底し、『自分の身は自分で守る』という安全行動の自発性が高められるよう、自転車シミュレータや歩行者シミュレータ、シートベルトコンビンサーを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、反射材用品の着用推進を図る。

### ② 保護・誘導活動の推進

地域住民が積極的に子供や高齢者に『愛のひと声』をかけるなど、地域ぐるみで子供と高齢者を交通事故から守る意識を醸成するとともに、特に、「ゾーン30」に設定されている区域等の生活道路では、運転者に対して子供や高齢者を見かけたら速度を落とすなど『思いやり運転』を推進する。

また、高齢運転者には、運転免許証の自主返納制度の積極的な周知等により自主返納を促進するほか、衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）、

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（サポカーS）及び後付けの急発進等抑制装置の普及促進を図る。

## イ 実施要領

実施区分	実 施 内 容
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供や高齢者、障がい者等を見かけたら速度を控える、一時停止するなど、『思いやり運転』を推進する。</li> <li>○ 70歳以上の運転者は、高齢運転者標識(高齢者マーク)を表示するように努め、自ら交通安全意識を高める。</li> <li>○ 高齢者マークを表示している車両に対する禁止行為(幅寄せ・割込み)の遵守を徹底する。</li> <li>○ 夏の暑さによる漫然運転、過労運転、居眠り運転等を防ぐため、普段から健康管理に心がける。</li> </ul>
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全な道路の通行方法や、通学路・自宅周辺の危険箇所等について子供の目線で点検し、「まず、止まって確認」「手を上げて車に存在を知らせる」等、具体的に安全な通行、横断方法を示して、交通安全意識を高める。</li> <li>○ 交通ルールをはじめ、「自転車安全利用五則」の遵守や自転車用ヘルメットの着用など自転車の安全利用に努める。</li> <li>○ 高齢者の外出は、天候や体調に配慮し、無理をさせない。</li> <li>○ 高齢運転者がいる家庭では、運転免許証の自主返納について話し合い、検討する。</li> </ul>
地域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供会や老人クラブなど地域の会合で、具体的な事故事例を題材に安全対策を話し合い、『交通事故は身近でも起きるもの』『自分の身は自分で守る』という交通安全意識の高揚を図る。</li> <li>○ 子供や高齢者を見かけた時には、「交通事故に気をつけて」などと『愛のひと声』をかけるなど地域一体となった交通安全指導・保護・誘導活動を実施する。</li> <li>○ 高齢者等を対象とした自転車シミュレータや歩行者シミュレータ、シートベルトコンビンサーを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を開催する。</li> <li>○ 身体機能の低化により安全運転に不安のある運転者等に対して安全運転相談ダイヤル#8080（「シャープ</li> </ul>

	<p>ハレバレ」)の積極的な周知と利用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許証の自主返納制度について周知を図るとともに、自主返納者への支援施策の促進と周知を図る。</li> <li>○ 衝突被害軽減ブレーキ(自動ブレーキ)、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS(サポカーS)及び後付けの急発進等抑制装置の普及促進を図る。</li> </ul>
学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「スクールゾーン」や「ゾーン30」を始め、通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するため、安全マップの作成による危険箇所の把握など交通安全総点検の促進を図る。</li> <li>○ 「交通安全教育指導者マニュアル」に基づく日常的な交通安全教育に加え、夏休み前に、子供と保護者が一緒に学ぶ自転車シミュレータなどを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を行い、交通ルールやマナーを再確認させるとともに、自ら安全な行動ができるように指導する。</li> <li>○ MSリーダーズ・MSJリーダーズを中心とした中学・高校生による自主的な交通安全啓発を推進する。</li> <li>○ 「自転車安全利用五則」の唱和等を行い、定着化を図る。</li> </ul>
職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 始業前点検、朝礼等あらゆる機会を通じ、安全運転管理者等はもちろんのこと、全社(職)員が指導者となり、各種交通安全運転啓発に取り組むことができる組織づくりを目指す。</li> <li>○ 子供と高齢者の行動特性を理解させ、『思いやり運転』意識の高揚を図る。</li> </ul>

## ウ 資料

### ① 子供の行動特性

身体・判断力・視野が未成熟なため、

- ・ 何かの物事に夢中になっていると他の物が見えなくなる
- ・ 他の子供の真似をする～一人が飛び出すとつられて飛び出す
- ・ 距離の判断が未成熟～車が接近していても渡れると判断しがち
- ・ 横断歩道なら、車はいつでも止まってくれると思いがち

と言われており、急な飛び出しなど予想もしない行動が見受けられる。

### ② 高齢者の行動特性

加齢に伴う身体機能(動体視力・視野・暗順応・反応速度など)の低

下により

- ・ 様々な情報を収集し、対応する事が苦手になる
- ・ 過去（若い時）の経験にとられる傾向がある
- ・ 疲労時の回復力が低下してくる

と言われており、見落としや行動するまでに時間を要することによる、危険な行動が見受けられる。

## （２）横断歩道における歩行者最優先の徹底

昨年の歩行中における交通事故死者数は、13人（前年比14人減）と全死者の約3割を占めた。

道路横断中の死者数が6人（前年比11人減）で、特に夜間の発生が目立った。また、歩行中の死者（13人）のうち約7割に当たる9人が高齢者で、そのうち道路横断中が5人であった。

こうした点を踏まえ、運転者に対しては、横断歩行者の有無に注意して、特に横断歩道における歩行者優先を徹底するとともに、歩行者に対しては、道路や横断歩道を横断中における安全確認を励行するなど自分の身を守るための行動により、歩行中の交通事故防止を図るために、次の項目を推進する。

### ア 推進項目

#### ① 運転者に対する「横断歩道における歩行者最優先」の交通ルール遵守の徹底

法律（道路交通法第38条）においては、車両等の運転者に対し、

- ・ 横断歩道に接近する場合の横断歩道直前で停止できる速度での進行
- ・ 横断歩道を横断し、または横断しようとしている歩行者がいる場合の一時停止及び通行妨害の禁止

など、横断歩道における歩行者の優先が義務付けられていることから、運転者に対して横断歩道における歩行者最優先の徹底を図り、歩行者横断中の事故防止に努める。

また、前方に横断歩道等があることを知らせる標示「◇（通称：ダイヤモンドマーク）」の周知徹底を図る。

#### ② 歩行者に対する交通安全意識の向上を図るための効果的な交通安全教育等の推進

家庭、地域、学校において、道路を横断するときは、付近の横断歩道などを利用するとともに、斜め横断の禁止といった歩行者としての交通ルールやマナーの周知に努める。

特に高齢者に対しては、歩行者シミュレータ等を利用した参加・体験・実践型の研修を取り入れるなど、安全な横断方法を身に付けるための効果的な交通安全教育を推進することによって、横断中における交通事故防止を図る。

イ 実施要領

実施区分	実 施 内 容
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩道や交差点付近では速度を落とすとともに、横断している歩行者や横断しようとしている歩行者がいる場合は一時停止かつ歩行者の進行を妨げないなど、歩行者最優先を徹底する。</li> <li>○ 子供、高齢者、障がい者等が道路を横断し、または横断しようとしているときは、一時停止して安全に横断させる。</li> <li>○ 前方に横断歩道があることを知らせる道路標示である「◇（通称ダイヤモンド）」の周知を徹底する。</li> <li>○ 信号交差点を右左折する際の横断歩道における歩行者の安全確認を徹底する。</li> <li>○ 日没30分前の「早めのライト点灯」及び夜間、先行車や対向車がない場合における、ハイビーム（走行用前照灯）の活用により、歩行者等の早期発見に努める。</li> <li>○ 夜間における横断歩行者の有無（特に「右から横断」）の確認について注意する。</li> </ul>
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路を横断するときは、付近の横断歩道や信号交差点を利用するとともに、横断前・横断中の安全確認のほか、運転者と歩行者がアイコンタクトをしてお互いの意思の疎通を図ったうえで横断するなど、安全な道路の横断方法に努める。</li> <li>○ 歩行者用信号の表示色の意味（青色点滅信号は、車両用信号の黄色と同意味など）を正しく理解することや、斜め横断の禁止など歩行者の交通ルールを遵守する。</li> <li>○ 道路横断中など道路上でのながらスマホをしないなど、正しい交通マナーを実践する。</li> </ul>
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正しい交通ルール・マナーを含め、歩行中の交通事故防止について家族で話し合い、お互いに注意を呼びかける。</li> <li>○ 道路を横断する場合における横断歩道等の利用や横</li> </ul>

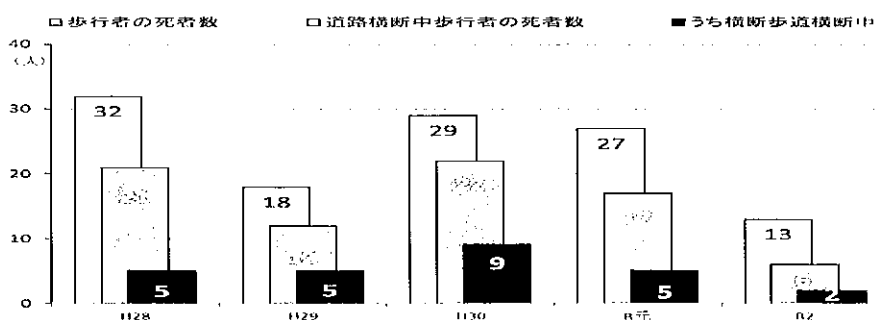
	断前、横断中の安全確認の励行など、安全な横断方法について具体的に指導する。
学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路を横断する場合における横断歩道等の利用や横断前、横断中の安全確認の励行など、安全な横断方法について具体的に指導する。</li> <li>○ 保護者と一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教育を行い、交通ルールやマナーを再確認させるとともに、自ら安全な行動ができるように指導する。</li> </ul>
職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 始業前点検、朝礼等あらゆる機会を通じ、安全運転管理者等はもちろんのこと、全社（職）員が指導者となり、横断歩道における歩行者最優先を徹底し、歩行中の交通事故防止を推進する。</li> <li>○ 子供、高齢者、障がい者等を見かけたら、速度を控え、安全意識を持った運転をするよう指導する。</li> </ul>

## ウ 資料

### ① 令和2年中の歩行者の交通死亡事故状況

区 分	死者数（前年比）
交通事故死者数	43人（-41人）
うち歩行中の死者数	13人（-14人）
うち道路横断中の死者数	6人（-11人）
うち横断歩道横断中	2人（-3人）

### ② 平成28年～令和2年における横断中の交通死亡事故の推移



### ③ 横断歩道における歩行者優先（道路交通法第38条第1項）

- ・ 横断歩道等に接近する場合の義務  
車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道等の直前（停止線の直前）で停止できるような速度で進行しなければならない。
- ・ 横断歩行者等がいる場合の一時停止

車両等は、その進路の前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等がいるときは、横断歩道等の手前で一時停止し、かつその通行を妨げないようにしなければならない。

④ 横断歩道の利用（道路交通法第12条第1項）

歩行者は、横断歩道がある場所の付近では、その横断歩道によって横断しなければならない。

(3) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

シートベルト着用対象者18人（適用除外1人を除く）のうちシートベルト非着用者は6人（前年比7人減：運転者4人、同乗者2人）と着用対象者の3割強を占め、このうち5割の3人（前年比6人減）はシートベルトを着用していれば命を落とすことがなかった可能性があった。

このような状況からも、全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るために、次の項目を推進する。

ア 推進項目

① シートベルト等非着用の危険性及び着用の必要性・効果の周知

シートベルト及びチャイルドシートの着用は、交通事故の発生時における被害の軽減を図るために不可欠であることから、「100パーセント着用」を目指してあらゆる機会を通じて、「シートベルトは最後の命綱」であることの認識を深め、全席における正しい着用の必要性、効果、方法等について広報啓発を推進する。

また、高速乗合バスや貸切バス等に乗車する際の全席シートベルト着用について、関係事業者が主体となり指導・広報啓発を強化する。

② シートベルト等着用効果体験事業等の推進

警察官等による事故捜査現場の体験談や、JAFが所有するシートベルトコンビンサー等を活用するなど、参加・体験型等の研修を積極的に取り入れる。

イ 実施要領

実施区分	実 施 内 容
運転者・同乗者は	○ 運転者自らがシートベルトを着用することはもちろん全同乗者のシートベルト等の着用を徹底する。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6歳未満の子供にはチャイルドシートを着用させるとともに、子供の体格に合ったチャイルドシート・ジュニアシート（以下、チャイルドシート等という。）を選び、正しい方法で使用する。</li> <li>○ 6歳以上の子供であっても、シートベルトを適切に着用するに足りる座高を有していない子供にはチャイルドシート等を使用させるなどの子供を守る意識を持つ。</li> </ul>
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車外放出などシートベルト等非着用の危険性や着用の必要性・効果について家族で話し合い、理解を深め、正しく使用する。</li> <li>○ 自動車を出掛ける際は、「シートベルト・チャイルドシートを忘れないで」などの声かけを徹底する。</li> <li>○ 6歳以上の子供であっても、シートベルトを適切に着用するに足りる座高を有していない子供にはチャイルドシート等を使用する。</li> <li>○ 法律（道路交通法第71条の3）は全席シートベルト着用を義務付けていることから、一般道なら締めなくてよいといった誤った解釈をしないよう注意し合う。</li> </ul>
地域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種会合において、シートベルト等非着用による車外放出等の危険性を訴えて、着用の効果と必要性の理解を促すとともに、全席シートベルトの着用と正しいチャイルドシートの使用について、その有効性を広報啓発し、地域が一体となって着用率100%を目指す。</li> </ul>
学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車外放出などシートベルト等非着用の危険性や着用の必要性・効果を教え、自動車に同乗するときは必ずシートベルト等を着用するよう交通安全教育を推進する。</li> <li>○ シートベルト等着用の有効性を視覚教材やシートベルトコンビンサーを用いた体験学習などの交通安全教育を推進する。</li> </ul>
職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車外放出などシートベルト等非着用の危険性や着用の必要性・効果について話し合い、シートベルト等の全席着用を指導する。</li> <li>○ 安全運転管理者等は、朝礼などにおいて、シートベルト着用効果を理解させる等従業員に全席着用の必要性を繰り返し指導するとともに、定期的に着用調査を実施して、従業員の着用率100%を目指す。</li> <li>○ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者は、出発前にお</li> </ul>

	けるシートベルト着用の声掛けや確認など、全席シートベルト着用の徹底について指導・広報啓発を強化する。
--	--

ウ 資料

① 平成28年～令和2年におけるシートベルト・チャイルドシートの着用状況

調査年・道路	乗車区分等	運転席		助手席同乗者		後部座席同乗者		チャイルドシート	
		岐阜県	全国	岐阜県	全国	岐阜県	全国	岐阜県	全国
令和2年	一般道	98.6	99.0	98.3	96.5	50.2	40.3		
	高速道等	99.4	99.7	99.5	98.5	68.0	75.8		
令和元年	一般道	98.5	98.8	97.2	95.9	53.3	39.2	85.2	70.5
	高速道等	98.9	99.6	98.9	98.3	71.6	74.1		
平成30年	一般道	98.5	98.8	94.2	95.9	51.2	38.0	83.7	66.2
	高速道等	99.5	99.6	98.6	98.5	64.2	74.2		
平成29年	一般道	98.3	98.6	94.8	95.2	50.2	36.4	82.9	64.1
	高速道等	99.1	99.5	96.8	98.3	77.3	74.4		
平成28年	一般道	97.9	98.5	95.8	94.9	45.7	36.0	83.7	64.2
	高速道等	98.8	99.5	92.9	98.0	62.4	71.8		

※警察庁と一般社団法人日本自動車連盟(JAF)との合同調査による着用・使用率(単位:%)

② 全席シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務の根拠法令  
道路交通法第71条の3(抜粋)

- 1項 自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の運転者は、座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。
- 2項 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。
- 3項 運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児(6歳未満)を乗車させて自動車を運転してはならない。

③ シートベルト等非着用の危険性

- ・ 時速60kmで壁に激突した場合、高さ14mのビルから落ちる場合と同じ衝撃であり、シートベルト等非着用のまま交通事故にあった場合、

車内で全身を強打する可能性  
車外に放り出される可能性  
前席の人が被害を受ける可能性

の生命に係わる3つの危険性が生ずる。

- ・ 損害賠償等で被害者の過失と認定され、被害者であっても十分な補償が受けられない可能性がある。

#### (4) 飲酒運転等の危険運転の防止

昨年中の飲酒運転を伴う交通事故の死者数は3人（前年比3人減）、人身事故件数は61件（前年比5件増）と、未だ飲酒運転の根絶には至っていない。

また、道路交通法改正で、妨害運転罪が創設され、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）や飲酒運転は、重大な交通事故に直結する悪質・危険な運転行為であることを認識し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）や飲酒運転などの危険な運転を根絶する気運を醸成し、危険な運転を絶対に許さない環境づくりを図るために、次の項目を推進する。

#### ア 推進項目

##### ① 飲酒運転をなくすための3つの約束の実践

「目的地が近かった」「少しぐらいなら大丈夫だろう」など安易な考えから行われる場合が多く、根絶するためには「飲酒運転は悪質な犯罪」であることを周知徹底し、運転者だけでなく周囲も飲酒運転を『しない』『させない』『許さない』という強い意志を持ち、皆で協力することが大切である。

そのためには、「飲酒運転をなくすための3つの約束」

約束1…お酒を飲んだら運転しない（しない）

約束2…運転する人にはお酒を飲ませない（させない）

約束3…お酒を飲んだ人には運転させない（許さない）

を県民一人ひとりが実践する。

##### ② 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

地域・職場・家庭などが一体となり地域社会全体で飲酒運転を『しない』『させない』『許さない』とした飲酒運転根絶のための環境づくりを推進するため、

###### ○ ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て「ハンドルキーパー（お酒を飲まない人）」を決め、その人が仲間を自宅等まで送り届け、飲酒運転を防止する運動

###### ○ 乗り合わせキャンペーン

あらかじめ同僚や同一方面に住んでいる人と連絡を取り合い、車の乗り合わせや公共交通機関の利用を促進する運動

###### ○ スリーチェックキャンペーン

チェック1…家庭では → 二日酔いの確認

チェック2…職場では → 帰宅手段の確認

チェック3…飲食店では → 運転者(ハンドル-パー)の確認を推進する。

- ③ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止
  - ・ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則の創設等についての広報啓発を推進する。
  - ・ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。

## イ 実施要領

- ① 飲酒運転をなくすための3つの約束の実践
- ② 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

実施区分	実 施 内 容
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「これくらいなら」「少しの距離だから」という安易な気持ちを捨て、飲酒運転を絶対にしない。</li> <li>○ 飲酒を伴う会合には車で出かけず、公共交通機関、タクシー等を利用したり、家族に送迎を依頼する。</li> <li>○ 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量、飲酒時間に配慮する。</li> </ul>
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さなどを家族で話し合い、飲酒運転を絶対にしないこと、飲酒運転の車に同乗しないことを家族で確認する。</li> <li>○ 解放感のある海や山など行楽地でも気を引き締め、運転者に絶対に飲酒させない。</li> <li>○ 飲酒が予想される場合は、必ず帰宅方法を家族間で決めておく。</li> <li>○ 飲酒の翌日は、必ず家族で二日酔いでないか確認する。</li> </ul>
地域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夏の行事等で酒席の会合等を開催する際は、自転車も軽車両であり、飲酒運転が法律で禁止されていることから、出席者に対して、会合等の会場には車はもちろん、自転車でも来ないように注意を促す。</li> <li>○ 各種会合、行事等で飲酒運転の根絶を呼びかける等、地域が一体になって飲酒運転を『しない』『させない』『許さない』とした飲酒運転をなくすための3つの約束を実践する。</li> </ul>

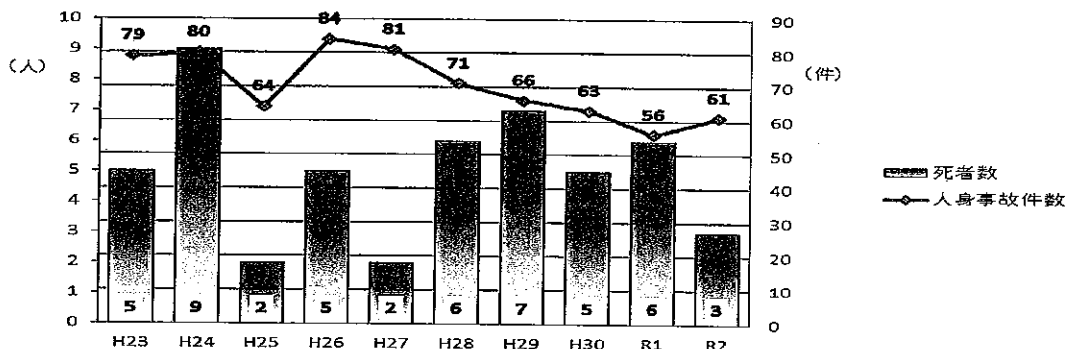
職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝礼などで、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さなどを話し合い、飲酒を伴う会合等では、飲酒運転をしないことだけでなく、あらかじめ帰宅方法の確認の他、『運転する人に酒を勧めない、飲ませない』『飲酒運転車両に同乗しない』『飲んだ人に車を貸し与えない』ことを徹底する。</li> <li>○ 事業主、安全運転管理者等などが中心となって、『ハンドルキーパー運動』『乗り合わせキャンペーン』『スリーチェックキャンペーン』など飲酒運転防止の指導を推進する。</li> <li>○ 自動車運送事業者などの営業所においては、アルコール検知器などを利用し、飲酒運転の防止に努める。</li> </ul>
酒類提供業者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車を運転する客には酒類提供をしない。</li> <li>○ 飲酒した客には車を運転させない。</li> <li>○ 飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出するなど、飲酒運転を根絶する気運の醸成に努める。</li> <li>○ 最初の接客時に帰宅手段、ハンドルキーパーの有無を確認する。</li> </ul>

③ 「妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止」

実施区分	実 施 内 容
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路交通法改正で妨害運転罪が創設され、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は悪質・危険な運転であり、交通事故の原因となることを理解する。</li> <li>○ 運転者は自分本意ではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転する。</li> <li>○ 危険な運転者に追われるなどした場合は、安全な場所に避難するとともに車外に出ることなく、ためらわずに110番通報すること。</li> <li>○ ドライブレコーダー、カメラを有効に活用する。</li> </ul>
地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質・危険性について認識し、地域ぐるみで、危険な妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を絶対に許さない環境づくりを促進する。</li> </ul>
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平素から、危険な運転者への対処方法等について話し合い、有事に備える。</li> </ul>

ウ 資料

① 平成23年～令和2年における飲酒運転関連交通事故の推移



② 飲酒運転に対する処分と罰則

◎ 飲酒運転を禁止する根拠法令（道路交通法第65条）

1項 酒気帯び運転等の禁止

何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2項 車両等の提供禁止

何人も、酒気を帯びている者で、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれのある者に、車両等を提供してはならない。

3項 酒類の提供禁止

何人も、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれのある者に、酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならない。

4項 同乗の禁止

何人も、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その車両に乗せてくれるよう、運転者に要求または依頼をして、車両に同乗してはならない。

◎ 飲酒運転をした者の罰則

■ 刑事罰

- ・ 酒酔い運転 …5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・ 酒気帯び運転 …3年以下の懲役または50万円以下の罰金

■ 行政罰

- ・ 酒酔い運転 …35点（免許取消し）欠格期間3年
- ・ 酒気帯び運転…呼気中アルコール濃度
  - . 25mg/l以上 25点（免許取消し）欠格期間2年
  - . 15mg/l以上 13点（免許停止）90日

◎ 車両を提供した者の罰則

■ 刑事罰

- ・ 運転者が酒酔い運転をした場合  
… 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
- ・ 運転者が酒気帯び運転をした場合  
… 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

◎ 酒類を提供した者、車両に同乗した者の罰則

■ 刑事罰

- ・ 運転者が酒酔い運転をした場合  
… 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- ・ 運転者が酒気帯び運転をした場合  
… 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

③ アルコールによる影響

◎ 脳への影響

- ・ 情報処理能力の低下
- ・ 注意力の低下
- ・ 判断力の低下

◎ 運転への影響

- ・ 発見の遅れ
- ・ 反応の遅れ
- ・ 操作の遅れ

④ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の態様と違反の種別

令和 2 年 6 月 30 日施行 道路交通法一部改正 あおり運転（妨害運転）

◎ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）〈交通の危険のおそれ〉

「他の車両等の通行を妨害する目的」で、一定の違反（※10 類型の違反。）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせる恐れのある方法によるものをした場合。

罰則：3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

違反点数 25 点（免許取り消し・欠格期間 2 年間）

◎ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）〈著しい交通の危険〉

妨害運転〈交通の危険のおそれ〉の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

罰則：5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

違反点数：35点（免許取り消し・欠格期間3年）

◆【一定の違反】

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の対象となる10種類の違反

- 通行区分違反
- 急ブレーキ禁止違反
- 車間距離不保持
- 進路変更禁止違反
- 追越し違反
- 減光等義務違反
- 警音器使用制限違反
- 安全運転義務違反
- 最低速度違反（高速自動車国道）
- 高速自動車国道等駐停車違反

7 「ながら運転」に関する広報啓発

運転中のスマートフォン等を使用したことが要因となる悲惨な交通事故が後を絶たず、大きな社会問題となっていることから、運転中のスマートフォン等の使用や、カーナビなどを見たりする、いわゆる「ながら運転」の厳罰化など、道路交通法が改正（令和元年12月1日施行）され、携帯電話使用等違反に関する罰則・点数・反則金が大幅に引き上げられたことを踏まえて

○ 「ながら運転」は、人の命を奪いかねない重大な交通事故につながる危険な行為

○ 自転車はもちろん、歩きながらの「歩きスマホ」もやめる等について広報啓発する。

8 運動の進め方及び効果評価等の実施

各実施機関・団体は、相互の連携を図り、協力体制の確保に努め、地域と一体になった運動が展開されるよう組織の特性に応じた取組みを推進するとともに、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

9 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

各実施機関・団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。



別紙

「岐阜県交通安全対策協議会 実施機関・団体」 ※順不同

岐阜県	岐阜県警察
(一財) 岐阜県交通安全協会	各地区交通安全協会
各市町村	各市町村交通安全対策協議会
岐阜県交通安全女性協議会	各交通安全女性団体
各幼児交通安全クラブ	(一社) 岐阜県自動車会議所
(公社) 岐阜県バス協会	岐阜県タクシー協会
(一社) 岐阜県トラック協会	岐阜県レンタカー協会
岐阜県教育委員会	各市町村教育委員会
岐阜地方検察庁	中部運輸局岐阜運輸支局
岐阜地方气象台	岐阜労働局
中部地方整備局各事務所	岐阜地方法務局
岐阜地方裁判所	岐阜家庭裁判所
岐阜県市長会	岐阜県町村会
岐阜県市議会議長会	岐阜県町村議会議長会
岐阜県都市教育長会	岐阜県町村教育長会
岐阜県保育研究協議会	岐阜県高等学校長協会
岐阜県小学校長会	岐阜県中学校長会
岐阜県公立幼稚園・こども園長会	岐阜県私立幼稚園連合会
岐阜県PTA連合会	岐阜県高校PTA連合会
岐阜県専修学校各種学校連合会	岐阜県自治連絡協議会
岐阜県保護司会連合会	日本ボーイスカウト岐阜県連盟
ガールスカウト岐阜県連盟	岐阜県子ども会育成連合会
岐阜県スポーツ少年団	岐阜県少年少女合唱連盟
(公社) 岐阜県青少年育成県民会議	(特非) 岐阜県青年のつどい協議会
岐阜県公民館連合会	岐阜県社会福祉協議会
(一財) 岐阜県地域女性団体協議会	(一財) 岐阜県老人クラブ連合会
(一社) 岐阜県聴覚障害者協会	(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会
(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会	中日本高速道路(株)
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	日本郵便(株)東海支社
(一社) 岐阜県指定自動車教習所協会	中部鉄道協会
(一社) 岐阜県自家用自動車協会	(一社) 岐阜県自動車整備振興会
岐阜県自動車販売店協会	岐阜県自転車軽自動車商協同組合
岐阜県軽自動車協会	岐阜県中古自動車販売協会
岐阜県自動車車体整備協同組合	岐阜県自動車電装品整備商工組合

軽自動車検査協会岐阜事務所	自動車事故対策機構岐阜支所
(一社)日本自動車連盟岐阜支部	
(一社)日本二普協岐阜県二輪車普及安全協会	
損害保険料率算出機構岐阜自賠責損害調査事務所	
(公財)日本道路交通情報センター岐阜センター	
(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	岐阜県自動車共済協同組合
自動車安全運転センター岐阜県事務所	岐阜県美容業生活衛生同業組合
岐阜県農業機械商業協同組合	岐阜県理容生活衛生同業組合
岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合
岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	岐阜県飲食生活衛生同業組合
岐阜県麺類食堂業生活衛生同業組合	岐阜県鮪商生活衛生同業組合
岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	岐阜県料理生活衛生同業組合
岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	各ライオンズクラブ
各ロータリークラブ	(一社)岐阜銀行協会
岐阜県信用金庫協会	(一社)東海信用組合協会
岐阜県弁護士会	(一社)岐阜県医師会
(公社)岐阜県歯科医師会	岐阜県農業会議
岐阜県農業協同組合中央会	(一社)ぎふ総合健診センター
(一社)岐阜県観光連盟	(一社)岐阜県経営者協会
(一財)岐阜県消防協会	(公財)岐阜県防犯協会
(一社)岐阜県警備業協会	(一社)岐阜県危険物安全協会
岐阜県中小企業団体中央会	岐阜県商工会議所連合会
岐阜県商工会連合会	(一社)岐阜県建設業協会
岐阜県砂利協同組合	岐阜県石油商業組合
岐阜県森林組合連合会	岐阜県木材協同組合連合会
岐阜県小売酒販組合連合会	岐阜県生コンクリート工業組合
全岐阜県生活協同組合連合会	岐阜県民共済生活協同組合
日本放送協会	岐阜放送(株)
(株)CBCテレビ 岐阜支社	東海テレビ放送(株)
東海ラジオ放送(株)	名古屋テレビ放送(株)
中京テレビ放送(株)	岐阜新聞社
中日新聞社	毎日新聞社
朝日新聞社	読売新聞社
日本経済新聞社	中部経済新聞社
日刊工業新聞社	時事通信社
共同通信社	(株)エフエム岐阜